

第 1 2 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 7 月 1 3 日 開 会

平成 3 0 年 7 月 1 3 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年7月13日(金)午前9時30分 米沢市農業委員会第12回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	
8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

5番 樋渡由美 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(1名)

農業技術普及課課長補佐 遠藤昌幸

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎秀也
農地主査	戸田美恵子
主査	仁科恭浩
主任	高橋純
主事	渡部史紀
主事	須貝祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について                   |
| 議第4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第6号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第7号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ただいまから第12回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、12番 菅野委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

では、皆さん、おはようございます。

先日の愛知県の研修には皆さん出席いただきまして、ご協力いただきまして、無事研修ができて、帰りの電車が若干おくれたということがありました。いい研修ができてよかったかなと思っているところです。

きょうは定例総会ということですが、前段に農業普及課の遠藤補佐のほうから、かねてから農業委員会でもいろいろ議論とか質問等がありました種子法について説明をいただくということになっておりますので、皆様お聞きになって、わからないところは質問等をして納得いくまでお聞きいただければと思います。

あと、きのうの新聞に出ておったわけですが、日本の人口が大変減っているということで、その中で東北地方、秋田県が一番減少率が高い、その次青森県、その次山形県ということで、すごいペースで人口減少が進んでおるような記事が載っておりました。我々にとっても担い手も少なくなるということもあります。農産物の出荷の範囲が少なくなるということでもありますので、そういったことで国でも輸出ということを進めているわけだなということをおもっているわけです。

この間、田原と豊橋の広域圏で東南アジアに輸出をしているということで駐在員も2名派遣してやっているということをお聞きしました。そういったことで、だんだんとそういった輸出のほうにシフトしていくのではないかなという、なっていくのではなからうかなと思っている次第です。

米沢牛もタイのほうに今輸出を若干ながら始めております。そういったことで、なかなか思ったような単価では売れないわけですが、国内の人口減少に伴って、そういった方向に進んでいくということは間違いないかなと思っている次第です。

きょうは大変お忙しい中、定例会にお集まりいただきましたので、最後までよろしくお願ひしたいと思います。大変ご苦労さまです。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、ただいまの会長のご挨拶にもございましたように、県の農業技術普及課から遠藤補佐においでいただいておりますので、種子法廃止にかかわる「山形県主要農作物優良種子制度基本要領」について、ご説明をいただきたいと思っております。

では、遠藤補佐、よろしくお願いいたします。

**遠藤補佐**

いつもお世話になっております。置賜総合支庁農業技術普及課の遠藤と申します。

それでは、私のほうから主要農作物種子法廃止に伴います県の対応等につきまして、ご説明申し上げます。

資料のほうはA4、横置きの種子法廃止の影響と山形県の対応ということで、皆さん種子法の廃止については十分ご承知のことかと思っておりますけれども、経過も含めまして県の対応ということで、ご説明いたします。

初めに、主要農作物種子法ですけれども、大きく縦に4つ、分割になっているところの一番左になります。主要農作物種子法の主な項目ということで4点ほどございます。

1つが種子生産圃場の県知事指定、それからその圃場の圃場審査、生産物審査を県が行うということ、それから原種、原々種の生産、それから優良品種の開発、試験ということで、県のほうでは奨励品種決定調査という調査をそれぞれ行うことになっております。そういったところで、種子の安定供給というところに取り組んできたという状況でございます。その中で、昨年の中の農林水産省の対応という部分になりますけれども、農業競争力強化支援法の中で、都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間業者への提供を促進することということが規定されました。

それを受けて、事務次官通知ということで29年の11月に、主要農作物種子法は官民の総力を挙げる体制の構築と矛盾することから廃止することになりまして、法律のほうについては廃止ということで、4月1日で廃止になったということになります。

それを受けてでございますが、これまで実施してきた部分については都道府県で直ちにそれを取りやめるということを求めているわけではないというのが国の方針でございます。それを受けまして必要な措置は講じていくということで、地方交付税の措置については継続するということが国のほうでは確定なっております。

それで、一方、下のほうに国会の議論ということで記載してございますが、優良種苗の国外流出の不安ということ、あるいは特定の事業者の独占による弊害のおそれということが議論されているということで、国会の中では種子法復活法案というところでの審議も行われているという状況でございます。

その廃止を受けて、県内の農業者からの声という部分で、右から2つ目になります。JAグループさんのほうからということで、これまで安定的な種子供給ということになっているわけですが、県のほうとしては4月1日から山形県主要農作物優良種子制度基本要領というものを制度として、これまで同様の種子の生産を行っていくところを決定して進めているわけですが、JAグループさんからは要領では内規であるということで、安定的にそれが継続するということには不安があるというご意見もいただいております。

それから、JA中央会さんからのほうは、主要農作物種子の安定確保対策に対する要請をいただいたという状況でございます。下のほうに、生産者等の声ということも記載してございますが、いろいろそういった声も聞かれているということでございます。

今年度から、県のほうにつきましては4月1日から別事業別つづり要領を皆様にお配りしておりますけれども、従来、主要農作物種子法で取り組んできました種子の生産あるいは品種育成、原種の生産というところ、それから品種の試験という部分については継続して行っていくということにつきまして、真ん中、県主要農作物優良種子制度基本要領というものを定めまして、現在、従来どおりといいますか、ほぼ同じような体制で実施できるような方向で取り組んでいるという状況でございます。

ただ、いろいろな不安の場合があるということもございまして、今回の6月の議会におきまして、ブランドを維持していくということも必要だということ、そういった優良種子を将来にわたってお求めやすいといいますか、安定供給していくということで、条例制定に向け検討していきますということで検討していくという状況に変わっている部分が状況としてあります。

現在、全国の中では条例化されている部分が3県、それから北海道につきましても今回の議会でも条例化の方向に進むという新聞記事もございます。それ以外のところにつきましては要綱、要領ということで、本県で行ってきたような対応をとられているという状況です。

要綱、要領、お配りしておりますけれども、内容としましては今の資料の主要農作物種子法の主な項目という部分についての取り組みを行っていくということで、まず1枚目に、ページ振っていないので大変申しわけないです。1ページ目の奨励品種の決定というところが、優良品種の品種比較試験を行っていくという部分での第2という部分がそれに当たります。

それから、第3が種子の安定供給ということで、主要農作物種子計画の策定ということで、需要に見合った種子の生産を行っていくという計画を策定しながら、種子生産に取り組んでいくということです。そのもとになる原

種及び原々種の生産という部分について、こちらにつきましては県の農業総合研究センターの原種、原々種を生産を行っておりますけれども、それについても引き続き行っていきますということでございます。農業総合研究センターの原種調整施設が昨年度できまして、今年度から新たな施設ということで本格稼働するという状況になっております。

そして、3から1枚、2枚目をめくっていただいて、4ページ目になるんですかね、第5というところが種子生産圃場の指定ということになります。これが一般的な農家の皆様にお届けされる種子を農家の方々に生産していただくというところの生産圃場の指定ということになります。こちらにつきましても、今年度、今までどおり県の産米改良協会からの供給という中での指定圃場ということで、置賜管内につきましては川西町、それから白鷹町のほうで種子の生産を行っていくという状況でございます。

それから、次のページ行きますと第6です。圃場及び生産物の確認というところになります。ここが当普及課が担当して現場の圃場及び生産物の確認というところの確認を審査という形で実施してきておりました。それが主要農作物種子法で定められている審査ということになります。今回、その法律の廃止によりまして、審査ということですが、法的にないということになりましたので、確認という形での状況になっております。ちょっとここが我々としても、どういう対応をするかというのがまだはっきり決まっておませんが、一方で種苗法の中で流通種子を検査するというところもございまして、形としては種子法ではなくて種苗法上の検査という形になっていきます。

ただ、これも従来どおり今までどおり異種が混入しないと病虫害粒の除外しかないというところの確認作業を行っていくというところにつきましては変わりございません。

ということで、大きくはこれまで種子法が廃止になりましたが、県の取り組みとしては今までどおりの種子の生産ができるような体制で取り組んでいくということでございますし、条例制定という方向で検討もなされているということでございますので、そういった部分での今後の予算対応という、そういったところも、そういった中でなされていくのではないかなと思っております。

以上、簡単でございますが、私の説明からは以上とさせていただきます、皆様からご質問があれば、それに答えさせていただくことにさせていただきます。よろしく申し上げます。

目崎補佐

ありがとうございました。

では、何かご質問ございましたらお願いいたします。（「では、いいですか」の声あり）会長、どうぞ。

会 長 つや姫とか雪若丸とか、そういった種もみの処分と……、受け取ったとか苗の処分とかというのは今厳正にチェックなって、きちんとするようになってきているわけですが、この種子法とか廃止になれば、そういったことで、さっきも少しおっしゃられたわけですが、その辺ちょっと徹底していくには難しくなっているのではないかなと思うんですが、その辺どうですか。

遠藤補佐 それにつきましては、皆様のA4、1枚の資料の一番この下の部分、そこが種苗法に係る部分でございまして、種苗法というのが品種を育成した人の権利を保護するという法律でございまして、育成者権ということで育成者が自由に皆さん勝手にその種とか苗をふやせないような、ふやして育成した方が損害をこうむるということがないようにということで、品種登録は25年間は自由にそういう種子の販売とかができないということで法的に縛りがございまして。そういった部分でつや姫と雪若丸につきましては、県が育成者権を有しておりますので、それによってほかの人に譲歩しないということで制限をさせていただいているということでございまして。

過去に県の品種で他県で自家増殖し、販売した方という人もいらっしやって、その方実は種苗法違反で罰せられているということもございまして、そういったことで一応保護されているということになります。

ただし、はえぬきのように既にもう25年経過しているというものにつきましては、育成者権というものがもう効力を失うということになりますので、そういった部分は25年間、種苗法上は保護されているというのは25年間ということになります。

会 長 大変わかりました。ありがとうございます。

目崎補佐 ほかにございますか。（「ちょっとだけいいですか」の声あり）職務代理。

職務代理 条例化すれば両方担保できるんでしょうけれども、だからそれもしないとなれば、解釈の仕方によっていろいろ細かいところ変えられてくるという可能性もあると、あと国で廃止したことによって国費は減らされると国で言っているようだけれども、本当にずっとその国費が来るかどうかはわからないんです。ということで、その辺の国に対しての県の要請というか、そういう活動を県としてどう考えているか。

遠藤補佐 私がちょっと直接的にどうするかという部分ではないですが、議会等での県の答弁等では国のほうにはそういった予算措置については継続して働きかけをしていくということでございまして。

多分いろいろ今回条例化の要請があるという部分もやはり制度という部分だと、なかなか状況によっては変わっていくのではないかなという皆様不安があるということで、条例を制定することによって県の予算という部分につい



ても一定程度多分確保してもらえないかという要望もあり、そういった方向に動いていくのかなと思っております。県の対応というよりは、私の私見といたしますか、よろしく願いいたします。

**目崎補佐** ほかにございますでしょうか。（「もう一ついいですか」の声あり）

**職務代理** やっぱり民間に、種子の生産人をもう民間に技術をやって移行するというのが国の考えなんだけれども、民間のほうからぜひ技術をこっちにもらって生産したいという要望はあるものなんですか。

**遠藤補佐** 多分、今のところは余りないのではないかと思います。今、都道府県間で育種とか品種の育成とかやっている中では、途中の育成品種をそれぞれのところから融通し合っとかとというのはありますが、私も育種の場面にいたことがないのであれですが、余りないのかなとは思っておりますが、今後こういったことで国の方針も出ておりますので、そういった部分に向けての種子法の廃止ということもありますので、どうなるかはわかりませんが、その辺は今後そういった動きも出てくるのかなという思いはございます。

**職務代理** 例えばどこかの大きいところ、種子を生産するようなところから、そういう県の方針だから、県のおまえたちの技術教えていないけれども、こっちへ移行してほしいなんて要望あったときに、県として拒否されるかななんて、だめですと言われないか、まずこれ民間の会社にやってしまうという。

**遠藤補佐** 品種育成の技術というよりは、多分母本と言われる品種になる前のいろいろな品種というか、系統もいろいろ持っているものを提供できるのかどうかということなのかなと思いますけれども、多分それがどういうものがあるかというのはなかなか民間業者の方々には伝わっていないところもあつたりするのかと思いますので、そういう情報を開示していくということもあろうかと思っておりますので、そういった中で一部の材料として県が持っているものを提供してほしいなんていうお話は出てくるのかなと思います。

現在も民間の育成品種というものも流通しているものもございますが、最終的には生産者の皆様が、それを何を栽培するかということは設定することになりますので、県としても皆様に栽培していただける品種を育成していくというのは継続して取り組んでいこうかなとは思っています。

**目崎補佐** ほかによろしいでしょうか。

では、今後何かありましたら事務局のほうに申し出ていただきますと、事務局から遠藤補佐のほうに問い合わせして情報提供したいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

では、遠藤補佐ありがとうございました。

それでは、これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長、

よろしく願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事を進行させていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席者は、5番 樋渡委員1名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第12回定例総会は成立しました。

今回の議事録署名委員には、8番 佐久間英之委員、10番 古畑功一委員を指名します。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正2カ所お願いいたします。

9ページの議第6号 農用地利用集積計画について、の受理番号8号と9号、〇〇〇〇の田の経営面積について訂正をお願いいたします。478, 527. 37㎡となっている8号と9号でございますが、上の1号と2号と同様に558, 842. 37㎡に訂正をお願いいたします。

済みません、あと畑も1号と2号と同様に25, 234. 42㎡に訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。

あと、農事相談で出ました議案関係のご意見とかご質問のほうで申し上げます。議第5号の農地法5条の受理番号15号の太陽光発電に係りまして、売電価格は幾らかというご質問でした。キロワット当たり18円ということでございます。

あと、雨水処理関係は大丈夫かというご意見ですが、基本的に盛り土などをしなくて、併用地につきましてはそこを締め固める、あと周辺は農地でございますので、基本的には地下浸透で考えているということでございます。米沢平野土地改良区からは、関連するのが周辺にございませんので、特段意見といたしますか、同意は出ていないということでございます。

以上、よろしく願いします。

議 長

今の件は議案の中でまた質問ということでもいいですか。（「そうですね、はい」の声あり）

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採

草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号14号から20号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田21筆 5, 787㎡、畑3筆 786㎡、合計24筆 6, 573㎡です。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は昭和56年ごろです。申請理由は、昭和56年ごろから耕作をしておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は平成9年ごろです。申請理由は、平成9年ごろから耕作をしておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は平成15年1月20日です。申請理由は、平成15年1月20日付指令置総農振第477号で農地転用許可を得て、非農地となっているためです。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種地への転用です。転用年月日は平成3年5月24日です。申請理由は、平成3年5月24日付指令農政第118号で農地転用許可を得て駐車場として利用していたが、事業縮小や国道13号線の交通量増加に伴い、平成7年ごろから使用しておらず現在は雑種地となっているためです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和44年7月30日です。申請理由は、昭和44年7月30日から共同住宅を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成4年4月1日です。申請理由は、平成4年4月1日から耕作をしておらず、宅地として利用しているためです。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろから耕作をしておらず、現在原野となっているためです。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。  
次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。  
それでは、受理番号20号を上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)  
議長 須貝主事。  
須貝主事 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。  
それでは、受理番号20号の1件です。申請人は、貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ11筆 6,685㎡、合計も同様に11筆 6,685㎡です。  
以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全委員 なし。  
議長 ないので、受理番号20号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。  
全委員 異議なし。  
議長 異議がないので、受理番号20号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。  
次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。  
それでは、受理番号48号から52号を上程いたします。  
議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)  
議長 須貝主事。  
須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。  
受理番号48号から52号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田9筆 20,3

40㎡、畑22筆 3, 958.91㎡、合計31筆 24, 298.91㎡です。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

私から48号と52号を説明いたします。

48号については△△△△さんのほうに話を聞いてまいりました。△△さんは規模拡大を今行っておりまして、農地を幾らでも集めたいという気持ちでいらっしゃるようです。その○○さんのほうが今まで耕作していた方がやめたということで、それを引き続き△△△△さんのほうが作るということで特に問題はないと思われます。よろしくお願ひします。

52号については、○○さんは○○さん、△△さんは親子でございまして、経営移譲年金を受給するための使用でございまして、再設定でもございまして、特に問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

1 2 番  
議 長  
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

49号についてご説明申し上げます。

この間、○○さんと会ってきまして、その後△△さんの△△さんとも会いました。ほかの人に貸していたんですけれども、ほかの人が農業をやめたもので、△△さんにお願ひするということなので、問題はないと思ひます。

4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長 4番。  
4 番 4番 遠藤です。  
50号と51号の案件についてご説明いたします。  
50号について、〇〇〇〇さんと読みます。あと△△△△さん、これ親子関係でありまして、経営移譲年金の使用貸借の再設定でありますので、問題はありませぬ。  
51号ですが、△△△△さんが〇〇さんの畑を売買するという案件であります。△△△△さんについては、まだまだ規模から申し上げますと、まだまだデントコーンもしくは牧草を植えつける土地がまだ不足しているという中、これ〇〇という場所ではありますが、この〇〇さんの周りも△△さんで牧草もしくはデントコーンを作付しておりまして、今年度〇〇さんの畑を買って、牧草並びにデントコーンで利用したいということでありましたので、何も問題は無いと思います。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、受理番号48号から52号について、意見並びに質問はありませぬか。  
全 委 員 なし。  
議 長 ないので、受理番号48号から52号について、許可することに異議ありませんか。  
全 委 員 異議なし。  
議 長 異議がないので、受理番号48号から52号について、許可することに決定いたしました。  
次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。  
それでは、受理番号5号を上程いたします。  
議案の内容について事務局より説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)  
議 長 渡部主事。  
渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。  
受理番号5号 許可 平成30年3月27日付、指令農委第66号で農地法第5条の許可を得ております。当初事業計画は宅地分譲14区画の造成でございます。当初計画者 〇〇〇〇、承継者は同様でございます。土地の表示、事業計画理由等については記載にありますとおり別紙の次のページ、5ページのとおりとなっております。  
以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいまの受理番号5号について、意見並びに質問はありませぬか。  
全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号5号については、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号5号については、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号2号から4号を上程いたします。

議案の内容について事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議 長 渡部主事。

渡部主事 議第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号2号から4号までの計3件です。田5筆 3, 778.00㎡、畑1筆 360.00㎡、合計6筆 4, 138.00㎡です。

受理番号2号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(57台)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号3号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は貸倉庫の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号4号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場及び雪捨て場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。2号。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 7番 高橋です。

受理番号2号、3号、4号についてご説明申し上げます。

まず、第2号ですが、場所は○○地内で、今現在○○○○が造成していますが、そのちょうど隣の土地になります。6月30日に現地を確認し、○○○○さんにお会いし、お話を伺ってまいりました。申請地の面積自体は766㎡なんですが、この脇、申請地12、13、これが次の5条案件で出ています同一案件であります。合計いたしますと、1, 760㎡です。ここに転

用目的が駐車場の造成なわけですが、この〇〇〇〇さんは、この申請地の南側に〇〇〇〇というアパート、あと〇〇〇〇、〇〇〇〇というアパート等7棟のアパートを経営しております。また、そのほかに近隣で6棟のアパートがあり、その居住者の駐車場として利用するという事です。事前着工等はありません。この申請地の左側の農地は〇〇さんの大豆畑です。そちらのほうにも影響はないと思われます。問題ないと思われます。

続きまして、第3号、場所は〇〇地内です。〇〇〇〇の東側に位置しております。こちらは7月1日に現地を確認し、代理人の△△行政書士さんに電話でお話を伺っております。手前のほうに申請地14、これこの後同じ〇〇さんが第5条で出てきますが、今回は申請地3、その奥のほうであります。こちらのほうに貸倉庫を建設するという事です。事前着工等はありません。問題ないと思われます。

続きまして、第4号、こちらは〇〇地内、〇〇〇〇の西側に位置しております。こちらも7月1日に現地を確認し、代理人であります行政書士の△△さんに電話で確認をとっております。全体で2,315㎡、この土地に駐車場及び雪捨て場ということなんです。この〇〇さん、この申請地の北側にあります〇〇〇〇、こちらのアパートの所有者でもあります。また、現在〇〇の脇で建設しております〇〇と〇〇、今月末に開店ですが、こちらのほうの土地も〇〇さんの所有地、またそのほかにもいろいろな商業プラントを持ってまして、その方たちのための駐車場、アパート住民と従業員のための駐車場及び雪捨て場ということ。事前着工等はありません。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの受理番号2号から4号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号2号から4号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号2号から4号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号11号から19号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事

(挙手)



議 長  
渡部主事

渡部主事。

議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その可否を求めます。受理番号11号から19号までの計9件です。田9筆 6, 759.68㎡、畑8筆 2, 518.00㎡、合計17筆 9, 277.68㎡です。

受理番号11号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号12号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(57台)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号13号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場(57台)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号14号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(6区画)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は太陽光発電設備の設置です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号17号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農家住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号18号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は道路敷地の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲(2区画)の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

以上、よろしくお願いたします。

議 長  
15番

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
(大橋久芳委員 挙手)

議 長  
1 5 番

1 5 番。

1 5 番 大橋です。

1 1 号について私から説明いたします。

3 日、△△△△さんの息子さんに話を聞いてまいりました。今新築建てかえをしております、今こちらのほうに住んでいなかったものですから、息子さんと連絡とれたので、息子さんのほうに説明聞いてまいりました。ちょうど地図で見ると〇〇の西側に畑がありまして、そこが〇〇〇〇さんの畑になります。そこを今回新築するに伴って雪捨て場を使用したいということでした。現在畑として使用されております、事前着工等もございませんでした。そして、8 日、〇〇〇〇さんのほうに話を聞いて確認をしております。特に問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

7 番  
議 長  
7 番

(高橋信夫委員 挙手)

次、7 番。

7 番 高橋です。

1 2 号、1 3 号、1 4 号、1 6 号についてご説明申し上げます。

1 2 号、1 3 号に関しましては、先ほど4 条で出ましたものと同一案件になります。土地が親子で共有のため、このような形になりました。1 2 号が〇〇〇〇さん4 分の3、△△△△さん4 分の1 の共有、1 3 号のほうは△△△△さんが4 分の3、〇〇〇〇さんが4 分の1 の共有となります。そのために、使用貸借して△△△△さんが借りるという形になります。先ほどと同じですので、問題ないと思われまます。

続きまして、1 4 号、こちらも先ほど4 条の案件で出たものと同じ案件ですが、〇〇地内、先ほどの手前のほうに△△△△が〇〇さんからこの土地を買い受け、6 区画の宅地分譲とするというものです。事前着工等はありません。問題ないと思われまます。

続きまして、1 6 号、こちらは〇〇地内です。〇〇〇〇の西側に位置しております。△△△△の西側です。6 月3 0 日に現地を確認し、代理人の△△行政書士さんに電話で確認をとっております。この土地を〇〇さんから△△△△が買い受け、駐車場を造成するという事です。事前着工等はありません。問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

ご苦労さまでした。1 5 号。

(大野澤進委員 挙手)

1 7 番。

1 7 番 大野澤です。

1 5 号をご説明いたします。

去る7 月7 日でしたけれども、〇〇の〇〇さん宅をお訪ねしまして話を聞

いてきました。今まで〇〇さんのほうにその農地を貸しておられたわけですが、それを返していただいて△△△△、太陽光発電の事業だそうなんですけれども、その会社のほうに売りまして、その代理人、行政書士さんの△△さんと連絡をとり、電話でお話を聞きました。太陽光発電設備の設置ということで、設置しましたらば売電ということの考えだそうです。現地も確認してきまして、事前着工もなく問題ないという道路に見てきました。

また、冒頭でありましたけれども、雨水の件どうのこうのとありましたけれども、この〇〇地区というのが水路ない地区であります。だから、現況は一応田んぼになっておりますけれども、今現在田んぼ作っている方はいません。だから、前、開田して田んぼにして耕作したということです。だから、今はほとんど現況は畑、あと周りも部分的に原野化しているところもありますけれども、〇〇さんのところは去年まで〇〇さんが作付してソバを作っているようなことだったもんですから、何ら問題ないのかなと思います。

以上です。

議 長

17号。

1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長

12番。

1 2 番

これは〇〇〇〇さんが所有している農地の一部に△△△△さん、これ娘さんの旦那さんでございます。それが住宅を建てるといいますので、行ってきまして、事前着工等なく問題ないかと思われます。

2 番

(小関善隆委員 挙手)

議 長

2番。

2 番

それでは、18号についてご説明申し上げます。

3号の議題の中で用途変更ということありますけれども、その0.6坪、地図見てもらうとわかりますけれども、その角の部分、ちょっと道路に0.6だけ、田んぼのところ〇〇〇〇さんの土地が入っていたということで、そこ入っていた土地も実は田んぼでなくて進入路になって道路状態だったわけで、〇〇〇〇さん自体も全然気づかなかったと、言われるまでわからなかったということで、現場を確認したんですけれども、側溝のふた1枚分くらいこの角の部分ということでありました。この△△△△については、まずそこをわからないでしてしまったということもあって、始末書を書いていただいて、一応この〇〇さんにはそこを分筆していただいて、申請を再度してもらったということでありますので、問題ないと思います。

議 長

19号。

9 番

(上村貞義委員 挙手)

議 長

9番。

- 9 番 9番 上村です。  
19号の報告をいたします。  
場所は〇〇であります。旧の〇〇〇〇号線から〇〇のほうへ100メートルほど入った場所であります。〇〇〇〇さんにお会いしてお話を聞き、その後現地を見てまいりました。周辺は住宅地だったり、周りは田んぼ、果樹園、これ〇〇さんの所有ですので、周辺に対する影響はないと思われます。申請地を宅地分譲のため転用したいという話でありました。事前着工等ないので、問題ないと思われます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいまの受理番号11号から19号について、意見並びに質問はありませんか。  
大野澤委員、15号ですけれども、ここは登記上は畑、現況は田ということになっておりますが、これは土地改良というか、そういった負担金とかはかかっているのか。
- 17番 かかっておりません。もともと水路もないし、土地改良もなっているところではありませんので。農家の方、家については今はアパートだ、どうのこうのということでふえていますけれども、もともとの家については20軒足らずの戸数しかなくて、だからそういう前からの方が農地を持っておったということで、私もちょっと余り前のことはわかりませんけれども、やっぱり個人で開田をして、水路ないから水引っ張るわけにいかないんで、地下水をポンプアップして田んぼを作っていたということです。  
そして、今現在その開田した人というか、かなり高齢になりまして、結局田んぼやって、田んぼやめて、最初は畑は作っていたんだけれども、高齢化なってそのまま、全般的に見ますと荒れてきているということが結構周りで見られます。ちょうど〇〇〇〇の東側、〇〇〇〇から大体100メートルくらい入った東側なんですけれども、ちょうどその〇〇〇〇の東側の住宅地になっています。ちょうど住宅地の脇になるわけですけれども、この農地については、だから、現況としてはくろあって、区画も割と大きい区画になっていますので、田んぼの形状にはなっています。だから、前はやっぱり田んぼ作っていたんだなということです。  
〇〇さんも今高齢になりまして、機械とか道具なんて持っていませんので、〇〇さんのほうに一応貸して、〇〇さんがソバを昨年までは一応作っていたという状況です。だから、本当に水路という水路はありません。  
以上です。
- 議 長 そうすると、この地図を見ると、周りも田んぼマークになっているけれども、今は作っていないということですか。
- 17番 全然作っていないです。だから、周りにやっぱり若干自分で食べる野菜く

らいは作っている方もおりますけれども、あとカヤ場というか、そのような状態で何も管理しなくて、カヤ場みたいな状態になっている、原野化になっているというところも部分的にあります。

あと、ちょうどこの農地の脇なので東なんですけれども、〇〇の方でタラの芽のタラノキを植えて、2月に出荷するという人もおりますし、そのタラノキも結構今大きくなって、その脇に大豆作る、ソバ作るというのはなかなかちょっと大変なのかなと。タラノキは後で切って、早目に切ってやっぱり冬出しするんでしょうけれども、今現在では結構タラノキが大きくなって、どんどん近寄れない状態です、その隣の農地については。

以上です。

議長 だけれども、田んぼではないけれども、転作のカウントにはなっていると……。

17番 多分入ってると思いますけれどもね。そのことで多分〇〇さんもされたのかなという、俺誰に貸したのかちょっとこの間はわからなかったものですか。

議長 ここ以外はほとんど荒れた状態だということでもいいですか。

17番 荒れた状態というか、私も縁あって、南、東になるんだけれども、そこ何とか荒らすの嫌だから作ってくれないかということで、ソバを作らせてもらっているんですよ。4反くらいあるんですけども、ことし作ると3年くらい、3年目になるのかな、その前はとにかく、前に農業委員をしていた△△△さんが一応ソバを作っていたんだけれども、△△さんが亡くなったということで、引き継いでくれないかということで、何とかソバ、私作っている。周りはやっぱりとにかく、さっきも言ったけれども、カヤ場なり木が生えたりして、なかなかやっぱり手をつけられない状況の場所も結構ふえてきている状況です。

あと、熊なんかもちょっと、時々ま何だか見るそうなので、そういう状況です。（「山王堂委員知っているんだな」の声あり）

議長 では、わかりました。

そのほか皆さんからごさいませんか。11号から19号までについてありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号11号から19号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号11号から19号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第6号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 1 番 議 長 (高橋秀治委員 挙手)  
1 1 番 議 長 1 1 番。私に関係する案件がありますので、退席よろしくお願ひします。  
1 1 番 議 長 (高橋秀治委員 退室)  
1 1 番 議 長 それでは、受理番号3号と4号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 議 長 (挙手)  
仁科主査 議 長 仁科主査。  
仁科主査 議 長 議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号3号、4号は山形おきたま農業協同組合が仲介している相対の貸借権の再設定2件でございます。それぞれの貸人、借人、土地の表示等は記載のとおりでございます。2件の筆数、地積につきましては田のみ2筆 4, 204㎡、よって合計も同一でございます。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸借権の再設定です。

この案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 全 委 員 議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。  
全 委 員 議 長 なし。  
全 委 員 議 長 ないので、受理番号3号と4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。  
全 委 員 議 長 異議なし。  
全 委 員 議 長 異議がないので、受理番号3号と4号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
全 委 員 議 長 高橋委員、入ってください。  
全 委 員 議 長 (高橋秀治委員 入室)  
全 委 員 議 長 それでは、次に、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から9号を上程いたします。  
全 委 員 議 長 議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 議 長 (挙手)  
仁科主査 議 長 仁科主査。

仁科主査

議第6号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号3号、4号を除く受理番号1号から9号までの計7件でございます。内訳は、相対による売買が2件、相対による賃貸借権の再設定が5件でございます。土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田43筆 38,879.72㎡、畑6筆 1,530㎡、合計49筆 40,409.72㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

これらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号3号と4号を除く受理番号1号から9号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号を上程します。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 議第7号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の1件のみでございます。こちらにつきましては、先の農地法第3条による交替でございます。申出人、土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ8筆 18,940㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定(期間借地)です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号1号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

その他皆さんから何かご意見等ございませんか。何でも結構ですから、何かあったら。

1 4 番 (高橋祐弘委員 挙手)

議 長 14番。

1 4 番 西日本の集中豪雨で、何年か前、俺ら農地部会のほうで研修に行った高梁市とか総社市とかあの辺、倉敷とか被害かなり出ているようですが、農家関係の農業委員会とかそういった実情とかで大変なことだなと思うんだけど、何か俺らでされることないかと思って。

議 長 義援金とかそういうことですか。

1 4 番 いや、まあ、どういうもんだかね。どういう状況だかだろうけれどもね。まず、その辺……。

議 長 その辺、聞いてみないとね。(「高梁市とかでもね」の声あり) あその山際のほうだな。(「農地関係とかどういう被害出ているもんだかわからないしな」の声あり)

戸田主査 戸田主査、そこら辺わかりますか。

議 長 済みません、聞いてみないとわからないので、調べておくようにします。農業高校の跡地を利用して会社……、トマトの苗だか何かね。多分あそこ



の川端から……、（「川の脇だったもんね」の声あり）あそこら辺も被害あったんでないか。

では、事務局でわかる範囲で調べてもらって、被害がかなり甚大な場合は何かお見舞いするとか何かを考えたいと思いますので、調べてもらって。

では、皆さんからなかったら事務局から何か連絡事項、その他ありますか。  
（挙手）

目崎補佐  
議 長  
目崎補佐

目崎補佐。

平成31年度の農林の税制改正要望で、圃場整備の不換地の清算金、譲渡所得の特別控除についてですが、これどうなったかということが農事相談でご質問ございました。山形県農業会議から全国農業会議へは上げたど、要望したということでございます。

ただ、この不換地扱いのやつは創設換地、これだけがその譲渡所得の800万円控除なるんですが、全国農業会議でその控除であると相違がありまして、現在検討中です。創設換地というのは、例えば従前の田んぼに地下水をくみ上げるポンプ場がないと、そして区画整理後にポンプ場を設けたほうがいいというのであれば、そこにそのポンプ場用地として換地を設けると、そういったことでございます。ですから、その不換地扱いの人の土地がそのポンプ場用地に充てられるということで清算金もらえば、この800万円控除がきくということでございますけれども、認定農業者会の手塚さんの要望は、創設換地に限ったことでなくて、単純にもう土地が要らないという不換地の場合にも適用してくださいということなものですから、ちょっと全国農業会議と意味合いが違いますので、そこら辺は今後、山形県の農業会議を通じて詰めていきたいと思っております。

あと、もう一点、この活動記録簿の記載で配付しておりますが、お願い内容はこの一番右側の備考と活動メモ、ここに会議名とか活動内容とか場所を記載していただきたいと思っております。記載していらっしやらない方が数名いらっしやいますので、よろしくお願ひします。

あと、6月に年金関係の代議員会で役員会ございましたが、これもこの表の総会のところに書いてくださる人が多いんですが、裏の6条3項に基づく業務の6番の、農業年金の推進、もしくは8番のその他に年金関係は記載をお願いいたします。農業新聞関係についても、その右側の①全国農業新聞の普及、農業図書の利用という欄がございますので、こちらのほうに記載をお願いいたします。県に報告するとき、この活動ごとに何件、何日活動したかということが求められておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議 長

今、2点について事務局より説明があったわけですが、皆さんのほうから

質問について何かありませんか。（「視察研修は3日間ということ……」の声あり）

目崎補佐 3日間でございます。

議 長 視察研修の報告書というのは別にまた、いつまでと決まっているんですか。

目崎補佐 8月の農事相談までお願いいたします。（「随分時間あり過ぎるんでないか」の声あり）

議 長 今後の参考にしたいと思いますので、ぜひその研修旅行の報告書も出してくださいをお願いしたいと思います。

皆さんからなかったら、きょうの総会、終了してよろしいですか。

全 委 員 はい。

議 長 大変ご苦勞さまでした。

閉 会 午前10時45分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年7月13日（金）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----